議案第１５号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年２月１４日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和４年板橋区条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第８条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第１１条を次のように改める。

第１１条　削除

第１２条第２項中「除く」の次に「。第２０条第１項及び第２０条の４において同じ」を加え、「必要な措置を講じる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第２０条第１項中「（障害児入所施設等を除く。）」を削り、同条の次に次の３条を加える。

（安全計画の策定等）

第２０条の２　児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活そ

の他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第２０条の３　児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

２　保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第２０条の４　児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を

講じるよう努めなければならない。

２　児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第２１条の見出しを削り、同条第１項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第７５条第２項第３号ウ中「附則第２０条第１項」を「附則第２７条第１項」に、「附則第３条第１項」を「附則第１０条第１項」に改め、同条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８　第８条第２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年板橋区条例第２６号）第３条第１項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第７９条第２項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第７９条に次の１項を加える。

２　第８条第２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１１条及び第７５条第２項第３号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第２０条の２（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

３　改正後の第２０条の３第２項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（提案理由）

厚生省令の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。